



平成27年5月12日

各 位

会社名 理研計器株式会社
代表者名 代表取締役社長 小林 久悦
(コード番号 7734 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 松本 哲哉
(TEL 03-3966-1121)

**(開示事項の一部変更) 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続
に関する変更のお知らせ**

平成27年4月27日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」
において開示いたしました事項に一部変更が生じたので、以下の通りお知らせいたします。

1. 変更の理由

当社は、平成27年4月27日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する
対応策の継続する旨、および、監査等委員会設置会社へ移行する旨を決議いたしました。

その後、本日開催の取締役会で、監査等委員会設置会社への移行に伴う定款変更議案および新
任取締役候補が決定したことに伴い、開示文書の語句を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は下記の通りであります(変更箇所を下線を引いております)。

3. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

（3）特別委員会の設置

（変更前）

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に特別委員会規程（概要につきましては、別紙3をご参照ください。）に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役または社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。現在の特別委員会委員である社外監査役の服部 弘志氏、田中 龍彦氏、社外有識者の武井 洋一氏は、本プランとしての継続後も引き続き就任する予定です。（略歴につきましては、別紙4をご参照ください。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

(変更後)

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に特別委員会規程（概要につきましては、別紙3をご参照ください。）に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役または社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。現在の特別委員会委員である社外監査役の服部 弘志氏、田中 龍彦氏（両氏とも本株主総会において社外取締役へ就任予定）、社外有識者の武井 洋一氏は、本プランとしての継続後も引き続き就任する予定です。（略歴につきましては、別紙4をご参照ください。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

別紙3

(変更前)

特別委員会規程の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議により選任される。
- ・ 社外監査役である委員の任期は、その監査役としての任期と同じとし、社外有識者である委員の任期は、その選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の当社定時株主総会終了後最初に開催される当社取締役会の終結の時までとする。但し、当社取締役会等において本プランの廃止をする旨の決議をした場合、委員の任期は本プランの廃止と同時に終了する
- ・ 特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 特別委員会の決議は、特別委員会メンバーの過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以上

(変更後)

特別委員会規程の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議により選任される。
- ・ 社外取締役である委員の任期は、その取締役としての任期と同じとし、社外有識者である委員の任期は、その選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の当社定時株主総会終了後最初に開催される当社取締役会の終結の時までとする。但し、当社取締役会等において本プランの廃止をする旨の決議をした場合、委員の任期は本プランの廃止と同時に終了する
- ・ 特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 特別委員会の決議は、特別委員会メンバーの過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以上

別紙4

(変更前)

特別委員会委員の略歴

本プラン継続後の特別委員会の委員は、引き続き以下の3名を予定しております。

氏名	武井 洋一	
略歴	平成 5年 4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 岩田合同法律事務所入所
	平成12年 4月	明哲総合法律事務所（現 成和明哲法律事務所）入所
	平成15年 6月	日本トムソン株式会社社外監査役
	平成18年 6月	山崎金属産業株式会社社外監査役（現）
	平成20年 3月	成和明哲法律事務所パートナー（現）
	平成25年 6月	日本トムソン株式会社社外取締役（現）

氏名	服部 弘志	
略歴	昭和46年 4月	弁護士登録（第二東京弁護士会）
	昭和51年 4月	東京八重洲法律事務所パートナー
	平成17年 3月	シティ法律事務所開設・所長（現）
	平成23年 6月	当社社外監査役（現）

氏名	田中 龍彦	
略歴	平成11年 4月	東京理科大学工学部第一部教授
	平成25年 6月	当社社外監査役（現）

上記、各特別委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

尚、社外監査役 服部 弘志氏、田中 龍彦氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以 上

(変更後)

特別委員会委員の略歴

本プラン継続後の特別委員会の委員は、引き続き以下の3名を予定しております。

氏名	武井 洋一	
略歴	平成 5年 4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 岩田合同法律事務所入所
	平成12年 4月	明哲総合法律事務所（現 成和明哲法律事務所）入所
	平成15年 6月	日本トムソン株式会社社外監査役
	平成18年 6月	山崎金属産業株式会社社外監査役（現）
	平成20年 3月	成和明哲法律事務所パートナー（現）
	平成25年 6月	日本トムソン株式会社社外取締役（現）

氏名	服部 弘志	
略歴	昭和46年 4月	弁護士登録（第二東京弁護士会）
	昭和51年 4月	東京八重洲法律事務所パートナー
	平成17年 3月	シティ法律事務所開設・所長（現）
	平成23年 6月	当社社外監査役（現）

氏名	田中 龍彦	
略歴	平成11年 4月	東京理科大学工学部第一部教授
	平成25年 6月	当社社外監査役（現）

上記、各特別委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

尚、社外監査役 服部 弘志氏、田中 龍彦氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

※当社は、平成27年6月26日開催予定の当社第109回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社への移行を予定しており、服部弘志、田中龍彦の両氏は社外取締役に就任予定です。

以上